

## 災害時における物資供給に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と株式会社ダイユーエイト（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- （1） 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2） 県外の災害について、国又は他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （調達物資）

第2条 甲が、乙に供給を要請する物資は、要請時点で乙が調達可能な物資であり、次に掲げるものとする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

### （実施）

第3条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定により物資等の調達を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により、その状況を報告するものとする。

### （物資の運搬及び引渡し）

第4条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、前項の引渡場所に甲の職員を派遣し物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

### （車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡場所までの乙が行った運搬に係る費用は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

2 引渡しを受けた物資の代金は、乙から請求があった後、甲又は甲の指定する地方公共団体が速やかに支払うものとする。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務により死亡、負傷、又は疾病に罹患した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令に定めるところによるものとする。

(緊急連絡先の報告等)

第8条 甲及び乙は、担当者の氏名及び緊急連絡先について、互いに報告を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

令和4年3月14日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県

山形県知事

吉村美栄子

乙 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  
株式会社ダイユーエイト

代表取締役社長

浅倉 漢一

別表

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防じんマスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋(使い捨て)、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水(ペットボトル)、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ